

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年 2月 3日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：19件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	試料採取系復水前置フィルタ出口流量積算計の点検において、信号変換器の調整機能の低下により流量積算計の校正ができないため、当該変換器を交換	D	
2	1号機	制御棒（34-19）の動作確認において、1ノッチ引抜き操作を行ったところ、2ノッチ連続で引抜ける事象が認められたため、対応検討	C	
3	1号機	制御棒駆動水圧制御ユニット（14-07）の圧力指示計接続部より窒素ガスのリーク（カニ泡程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
4	2号機	取水設備スクリーン洗浄装置の渦巻きストレーナ（B）のドレン配管に微小な孔（2箇所）が認められたため、当該配管を点検・修理	D	
5	2号機	原子炉建屋ストームドレンタンクの点検に際し、全閉状態にしていた当該タンク入口弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
6	2号機	主発電機回転子巻線への電源供給用集電装置冷却用ファンの出口ダクト接続フランジ部よりエアリークが認められたため、当該部を点検・修理	D	
7	2号機	廃棄物処理建屋西側に設置されている屋外排水ポンプ制御盤脇の地面に陥没（縦90cm×横70cm×深さ30cm）が認められたため、対応検討	D	
8	3号機	主蒸気安全弁の予備品（3台）の入口ボルト及びナット（合計36組）の所在不明が認められたため、対応検討	D	
9	3号機	運転日誌の電子化業務委託における過去分の紙データ点検作業において、平成17年7月15日の運転日誌（3）に原子炉主任技術者の記録確認印の捺印漏れが認められたため、対応検討	C	
10	3号機	補機冷却海水系ポンプ（A）にグランドリーク量の増加が認められたため、当該部を点検・修理	D	
11	3号機	タービン建屋照明用分電盤の絶縁抵抗測定において、負荷側回路（湿分分離器エリア照明用電源）に絶縁抵抗値の低下が認められたため、当該回路を点検・修理	D	
12	5号機	試料採取系原子炉冷却材浄化系脱塩器入口のサンプリング用試料採取ラック内の減圧機構調整部の接続箇所より、シンク内への水のリーク（1滴/30秒程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
13	5号機	原子炉建屋4階のほう酸水注入設備エリアの扉（内側）に掲示されている行き先表示板に誤記が認められたため、当該表示板を交換	対象外	
14	5号機	原子炉建屋5階の暖房用加熱器出口蒸気戻り配管温度スイッチ用カバーに破損が認められたため、当該カバーを点検・修理	対象外	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
15	6号機	タービン建屋給水加熱器ドレンポンプ室入口扉の開閉用ハンドルに取っ手の取付け不良が認められたため、当該部を点検・修理	D	
16	6号機	補機冷却海水系ポンプ（A）のグランドリーク調整において、ナットに固着気味及び締め代不足が認められたため、パッキンを交換	D	
17	集中環境施設	高温焼却炉建屋換気空調系給気処理装置内の暖房用加熱コイル出口蒸気戻り配管より凝縮水のリーク（微少）が認められたため、当該配管を点検・修理	D	
18	集中環境施設	高温焼却炉設備主燃焼室（1）の監視用TVモニタ画面に映像不良が認められたため、当該装置を点検・修理	D	
19	その他	使用済燃料共用プール設備用燃料取扱機の点検において、制御用計算機のプリンタ冷却ファンの停止が認められたため、当該ファンを交換	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで